

議案第 99 号

社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について

兵庫県への社会福祉法人に関する事務の委託を廃止することについて、別記規約をもって協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

三田市長 竹内英昭

別記

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。